

【課題の分類】  
 連：連携に関わる課題 人：人員に関わる課題（人員不足、配慮等） 体：体制や制度に関わる課題 資源：社会資源に関わる課題（財源とも関連あり）  
 財：財源、予算に関わる課題 知：市民等への周知・啓発に関わる課題 学：学習会に関わる課題（養成等のスキルアップ）  
 【緊要度】 ◎必要度 A：必ず必要 B：あるといい ◎緊急度 1：急ぎ 2：順次

地域課題解決プロジェクト2019.6.28全体会資料に、新たな課題を追加(2020.7.14)

機能別	番号	分類	課題	緊要度	対策	第4期障害福祉計画	検討結果(平成29年度)		専門部会検討内容
							専門部会等で引き続き、検討	第5期障害福祉計画へ反映	
相談支援	1	体財	相談支援専門員が抱える相談件数が多く丁寧な支援が出来ていない。また、障害福祉サービスや関係する制度の仕組みを理解し、適切なサービスや機関に繋げる必要がある。	A1	相談支援の強化の為、面的整備。相談支援の充実の為、適切な人材の確保と、相談支援専門員の質の向上として福祉制度の知識や理解を深めることが必要(ケースワーカーの資質向上)。<<地域生活支援拠点事業にて実施>>			◎	
	2	体	重度や重複障害者の方がたらい回しにされる傾向にある。	A1	ワンストップの相談支援体制のために、地域生活支援拠点内に基幹型相談支援センターを設置する。<<地域生活支援拠点事業にて実施>>			◎	
	3	体	夜間対応、緊急時、休日対応の相談体制がない。	A1	夜間対応可能な相談体制を構築。土日開所できる体制。<<地域生活支援拠点事業にて実施>>			◎	
	4	体	副籍(特別支援学校の児童が地域の学校に在籍出来る制度)や卒業時点での支援者について地域課題として取り組む必要がある。	A2	こども部会、当事者部会と共に副籍の仕組みを実行性のあるものにするよう、教育委員会と協議できる場を設ける。<<昭島市地域支援協議会で検討>>第5期77番インクルーシブ教育・保育の推進→障害のある子どもたちが、様々な機会に地域の活動へ参加する機会を設け、学校卒業してからの活動がスムーズに移行できるようにする。<<第5期昭島市障害福祉計画に反映>>	P64副籍制度の啓発・推進	○	○	【相談支援部会】あきるの学園の担当者に昭島市の副籍の仕組みと実態を確認(担当:高橋)し、副籍にどのような課題があるのをまず確認してみる。この課題についてはこども部会との連携をしていく。 → <b>急ぎで検討したい課題</b> 【子ども支援部会】副籍に関しては制度がよくわかっていない保護者も多く、学校や学年学級ごとに交流の内容や頻度が違っているのが現状。支援学校や支援学級と副籍校のパイプ役が欲しい。
	5	通知	市内の医療機関の情報を収集した『障害のある方に優しい医療機関マップ』が必要。	A2	『障害のある方に優しい医療機関マップ』(案)の作成を検討。医療の他にも障害のある方の生活に必要な情報収集(訪問美理容、宅配弁当等)と発信が必要。<<昭島市地域支援協議会で検討>>	新規	○		【相談支援部会】誰がどういった状況でマップを活用するのか(利用者向けなのか事業所向けなのか)目的を決める。それにより、どのようなマップにしていくかの形が決まってくる。相談支援事業所としては利用者にとって必要な情報の提供をするために、このようなツールがあると便利。
	6	人知	障害当事者相談員不足。	B1	人・①障害当事者相談員を事業所内に配置。人・②手話で対応できる相談員増員。知・障害当事者相談員の存在を市報でPRする。<<昭島市地域支援協議会で検討>>	P47ピアサポート※相談事業	○		【相談支援部会】当事者相談員の具体的な件数や相談内容など、地域にどのような需要やニーズがあるのかをまず確認したい。また当事者団体でどのような相談があり、どういった支援が必要なのかを具体的に知りたい。当事者部会で具体的な対策方法を出してもらえると良い。
	7	体	生活福祉課、障害福祉課のケースワーカーの相談機能が低下している。	B1	市窓口での相談の充実や地区担当ケースワーカーが機能できるよう対策を行い、地区担当を明確にする。<<昭島市地域支援協議会で検討>>	新規	○		【相談支援部会】障害福祉課以外の関係部署(特に生活保護係等)の障害理解、相談支援のスキルアップのための研修内容や頻度などの確認をしたい。また、事業所側としても日ごろから障害福祉課CWと担当のケースについて共有をしておく、連携がスムーズになる。
	8	連	当事者だけでなく家族の支援も必要なケースがある。	B2	当事者・家族の支援をそれぞれのライフステージに沿って必要な行政(介護福祉課、児童相談所、子ども家庭支援センター等)と連携や協議できる機会をつくる。<<昭島市地域支援協議会で検討>>	P77計画の推進体制(3)関係者や関係機関との連携の推進	○		【相談支援部会】計画作成のみの事業所は委託相談事業所との連携(本人の支援と家族の支援を担当を分担し、家族の支援は委託事業所がやっていく等)をしていく。家族支援が必要なケースについては複数の事業所が関わっていく。また、事例検討会でのケースを通して事業所間で共有していくことで、家族支援が必要なケースについて支援の分担ができてくるのではないかと。 相談事業所同士が連携ができるようなシステムを作るのはどうか。 → <b>急ぎで検討したい課題</b> 【自立生活支援部会】家族の高齢化により生活介護に通う事が出来ない方がいる。また、ご家族のケガや病気により生活介護への送り迎えが出来ない方もいて休みがちになってしまう。 → <b>急ぎで検討したい課題</b> 【子ども支援部会】障害手帳を持たない発達障害児童の保護者が相談できる場がない。
体験機会・場の提供			●生活介護事業所		●生活介護事業所				
	1	資	第4期昭島市障害福祉計画のサービス見込み量が50人不足。	A1	新しい生活介護事業所が1カ所以上必要。不足分についても対策を講ずる。<<地域生活支援拠点事業にて実施>>			◎	
	2	資	昭島市内に医療型生活介護がない(医療ケア可能なサービス必要)。	A1	地域生活支援拠点内に多機能で医療型生活介護事業所を設置。<<地域生活支援拠点事業にて実施>>			◎	
	3	連	学校卒業後の進路、支援の継続性の観点で十分な引き継ぎが出来ていない。	B1	特別支援学校進路指導の先生と生活介護事業所が年1回以上、事業所連絡会を設ける。<<第5期昭島市障害福祉計画に反映>>	新規		○	【相談支援部会】自立支援部会で協議してもらおう。 【自立支援部会】個別の対応では支援学校、事業所ともに連絡を取り合っているが、全体的な所では年に1回事業所連絡会を行っていき、お互いに顔が見える関係性の構築を図っていく必要がある。生活介護に限らず就労B型や就労移行にも関係してくる課題の為、就労支援部会も含めて協議していく。
4	体連	移動支援や行動援護は通所や通学時に利用できない。	B1	体・緊急の時には、移動支援や行動援護等で通所や通学に使える様協議。連・他市の生活介護事業所との情報交換の場が必要。<<昭島市地域支援協議会で検討>>	新規	○		【相談支援部会】相談支援のアセスメントにより、支給決定が出る場合もある。障害福祉課CWとの日ごろからのケース共有等の連携が重要。 【自立生活支援部会】通所や通学等で移動支援や行動援護を利用出来れば良いが、通所や通学時に利用出来ない(身体介護なしの場合、単価が低い為、通所や通学での利用は事業所としても赤字になってしまう)。 → <b>急ぎで検討したい課題</b>	

【課題の分類】  
 連：連携に関わる課題 人：人員に関わる課題（人員不足、配慮等） 体：体制や制度に関わる課題 資源：社会資源に関わる課題（財源とも関連あり）  
 財：財源、予算に関わる課題 知：市民等への周知・啓発に関わる課題 学：学習会に関わる課題（養成等のスキルアップ）  
 【緊要度】 ◎必要度 A：必ず必要 B：あるといい ◎緊急度 1：急ぎ 2：順次

地域課題解決プロジェクト2019.6.28全体会資料に、新たな課題を追加(2020.7.14)

機能別	番号	分類	課題	緊要度	対策	第4期障害福祉計画	検討結果(平成29年度)		専門部会検討内容	
							専門部会等で引き続き、検討	第5期障害福祉計画へ反映		
体験機会・場の提供			●グループホーム		●グループホーム					
	5	資	市内のグループホームにショートステイを受けれている	A1	ショートステイは緊急だけでなく体験の場として活用。単独型のショートステイを設置。 《地域生活支援拠点事業にて実施》			◎		
	6	資	精神障害のある方が利用できる滞在型のグループホームがない。	A2	精神障害のある方が利用できる滞在型グループホームなど、住まいの場の充実を図る。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P35(2)地域で生活するうえで必要な施策		○	【相談支援部会】 今年度秋に開所予定(たかつきクリニック運営) 【自立生活支援部会】 今年度秋に開所予定(たかつきクリニック運営) グループホームの体験入所も空きがなければ行えず、体験入所を受け入れても家賃保証がない為、長くは続けられないのが現状の課題。	
	7	連	世話人の対応(病院の対応、貴重品の管理等)はどこまでするのか。	B2	グループホーム事業所間の情報交換と情報共有をしていく。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規		○	【相談支援部会】 自立支援部会で協議してもらう。 【自立生活支援部会】 病院の対応や金銭管理など、どこまでするのか、また出来るのか明確になっていない。成年後見制度を利用している方もいるが、まだ金銭管理をスタッフがやっている方もいる為、制度利用を勧めていきたい。	
	8	資	重度・重複の障害種別や情報保障に対応したグループホームがない。	B2	情報保障に対応したグループホームを設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規		○	【相談支援部会】 正夢の会が開所を検討中との事。	
				●地域活動支援センター		●地域活動支援センター				
	9	資	知的障害のある方が、週末に仲間づくりをする場や安心して利用出来るセンターが不足している(設備的、人的に不備)。	A2	ニーズや障害特性に合わせたバラエティーに富んだ地域活動支援センターの設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	P48施策の方向		○	【相談支援部会】 支援学校などの卒業後、日中活動終了後の夕方の時間の居場所が無く、地域のニーズはある。ただし、本当に必要なサービスは地域活動支援センターなのか、ほかのサービスで補填できる方法はないか等再度検討が必要。 →急ぎで検討したい課題 【自立生活支援部会】 週末に限らず学校と家、通所先と家といった行動範囲が狭く、障害のある方が交流できる場(地域活動支援センター)が必要。もしくはサロンなどの場の提供を検討する。	
	体験機会・場の提供			●その他		●その他				
		10	知資	ご家庭の都合により生活介護事業所に通えなくなる。	A1	知・昭島市緊急一時枠の周知。 資：短期入所の拡充。 資：体験型グループホームの設置。 知・緊急の事態を想定して地域福祉権利擁護事業や成年後見制度等の利用を周知する。 《地域生活支援拠点事業にて実施》			◎	
11		資	生活訓練のサービス提供事業所がない。	A1	生活訓練事業所の設置。	P16(2)日中活動支援サービス		-	【相談支援部会】 市内にはない。対策方法は再検討。	
12		連	就労の体験機会として、市内企業との関わりが少ない。	A2	企業の開拓をし、市内企業との関わりを作る。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P43日中活動系サービス		○	【相談支援部会】 就労部会で協議してもらう。 【就労支援部会】 就労支援部会で継続してとりくむ。	
13		資	補装具、日常生活用具の常設展示の場がない。	B2	日常生活用具の常設展示の場、情報提供を図る。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P48地域生活支援サービス		○	【相談支援部会】 当事者部会で協議してもらう。	
14		体知	知的障害のある方、精神障害のある方の重度訪問介護の利用率が低い。	B2	重度訪問介護の周知(身体だけでなく、知的精神の方も使えること)、啓発と事業を実効性のあるものにする。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P41訪問系サービス		○	【相談支援部会】 昭島でサービス利用の事例がない。まず利用がない原因を分析し、申請があったのかなど、実際に利用を希望されている方などがいるのか等、現在の状況を確認する。	
				移送サービスの不足		新たな課題(対策については未検討)				【相談支援部会】 事例検討会で新たに上がった課題で、中途視覚障害がある方が通い難い日中活動所への移動手段がなく困っているという課題があがった。市内にはクジラ号があるが、利用できる利用者の条件や利用の目的等決められているため、どの障害がある方でも気軽に利用できるものではない。タクシー、介護タクシーは料金がかかるため、毎回利用できない場合もある。同行援護のヘルパーも調整が困難な状況で、どの障害がある方でも安心して気軽に移動できる社会資源の確保が必要である。
			ヘルパー事業所が減ってきている		新たな課題(対策については未検討)				【自立生活支援部会】 介護保険の方が報酬が良く、障害から手を引いていくヘルパー事業所が増えてきている。障害分野の報酬改定で良くならないものか。	

【課題の分類】  
 連：連携に関わる課題 人：人員に関わる課題（人員不足、配慮等） 体：体制や制度に関わる課題 資源：社会資源に関わる課題（財源とも関連あり）  
 財：財源、予算に関わる課題 知：市民等への周知・啓発に関わる課題 学：学習会に関わる課題（養成等のスキルアップ）  
 【緊要度】 ◎必要度 A：必ず必要 B：あるといい ◎緊急度 1：急ぎ 2：順次

地域課題解決プロジェクト2019.6.28全体会資料に、新たな課題を追加(2020.7.14)

機能別	番号	分類	課題	緊要度	対策	第4期障害福祉計画	検討結果(平成29年度)		専門部会検討内容
							専門部会等で引き続き、検討	第5期障害福祉計画へ反映	
緊急時の受け入れ対応	1	資	(再掲)ショートステイが不足。	A1	短期入所は最低4床必要。 《地域生活支援拠点事業にて実施》			◎	
	2	体	緊急一時保護事業が昭島市内にない。	A1	昭島市内に緊急一時保護事業をつくる。 《地域生活支援拠点事業にて実施》			◎	
	3	体	災害発生時、発生後の安否確認や福祉避難所や避難所での受け入れ等の対策が未確立。	A1	安否確認の具体的な方法と福祉避難所や避難所での受け入れ、学校バリアフリーの問題等発災後の支援策を検討する。 《地域生活支援拠点事業にて実施》《昭島市地域支援協議会で検討》			◎	
	4	体	災害発生時、発生後の安否確認や福祉避難所や避難所での受け入れ等の対策が未確立。	A1	安否確認の具体的な方法と福祉避難所や避難所での受け入れ、学校バリアフリーの問題等発災後の支援策を検討する。 《地域生活支援拠点事業にて実施》《昭島市地域支援協議会で検討》	P61(2)防災対策の推進	○		【相談支援部会】 防災部会部会で協議してもらおう。相談支援部会としての取り組み、は災害時の安否確認についての項目をサービス等利用計画書に盛り込み、計画書を見ると災害時の支援方法などがわかるようにした。災害時のシステム作りは今後も相談部会でも検討していく。 →急ぎで検討したい課題 【防災部会】総合防災計画の中で、要支援者名簿の作成は進んできたが活用についての検討と、各自治体単位に対して名簿の開示方法と要支援者個別計画の作成についての議論が必要。
	5	体財	緊急時に知らない場所を利用することは不安や困難がある。 居宅介護事業所など時間数を超えてしまうと自費負担となってしまう。	A2	体・短期入所事業所がヘルパー事業もやっていると、短期入所利用時に利用者が不安にならない。 財・在宅での緊急対応として、居宅ヘルパーの支給量をその時だけ増やす。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	P43日中活動系サービス	○		【相談支援部会】 この項目内容については再度対策を検討していく。 【防災部会】 1.避難所の一次二次の区別を取り払い福祉避難所が速やかに開設できるよう改める。 2.総合防災計画の見直しの中で学校避難所での要支援者に対する対応の明確化が必要。
	6	資	重度・重複の障害種別や情報保障に対応したショートステイがない。	B2	重度・重複の障害種別や情報保障に対応した短期入所事業所を設置。 《昭島市地域支援協議会で検討》	新規	○		【相談支援部会】 当事者部会で協議してもらおう。
専門的人材の確立・養成	1	財人学	福祉サービス従事者の人材不足(ガイドヘルパー、ホームヘルパー、支援ワーカー、カウンセラー、就労移行スタッフ)。	A2	財・働きやすさや人材の確保など具体的な対策の検討が必要。 財・市が移動支援従事者養成研修を主催し、研修費用を無料にする事でヘルパー養成する。養成後のフォローアップ研修の予算化も見据え検討。 人・学 聴覚、視覚障害のある方に対応できるジョブコーチ等の育成と障害福祉サービス制度理解を促進する研修の実施。 人・障害当事者によるガイドヘルパー、ホームヘルパー、カウンセラー、支援ワーカー養成。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	新規		○ 移動支援従事者養成研修事業の実施を検討中	【相談支援部会】 移動支援の研修が開催され、人材確保プロジェクトも立ち上げ、2019年3月2日に人材確保と障害理解を深めるためのイベントを開催し盛況に終了した。 【自立支援部会】 生活介護やGHでは夜間に入るスタッフ、ヘルパー、看護師などの事業所でも人材不足が挙げられている。支援学校では看護師が医療的ケアのある方の支援に入れても、知的障害のある方の支援に入れる看護師は極端に少なくなる。ヘルパー不足については、働く人にとって先の見通しが無いと思われており、フォローアップ体制の基準点が必要。知的や精神に入るヘルパーは利用時間が少ない為、主婦層が中心にヘルパーに入っており、若い世代が入ってこない。 →人材確保プロジェクトの継続を検討していく。
	2	知	市民が障害福祉の学習会に参加する機会がない。	B2	地域イベントで福祉の仕事に触れ合うブースを設置。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P77(1)市民参加の推進	○	○ 周知・啓発手法等の検討	【相談支援部会】 人材確保プロジェクトを立ち上げ、2019年3月2日に人材確保と障害理解を深めるためのイベントを開催し盛況に終了した。 【自立支援部会】 グループホームを建設するのにも住民の反対が見られる事や障害のある方が困った時に協力してもらえていない所がある。住民の不安に対して具体的な話やどんな事に協力してもらいたいかなど知る機会を作る。
地域連携	1	連	民生委員と障害当事者相談員の連携が不足。	A2	民生委員と障害当事者相談員の定期的な連絡会の開催。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規	○		【相談支援部会】 当事者部会で協議してもらおう。
	2	学	市役所職員研修が計画通りに実施されていない。	A2	市役所職員及び市議員対象に研修を実施、理解度もチェック。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	新規	○		【相談支援部会】 市に現状の確認を行う。
	3	連	障害のある方が外出しづらい(段差や点字ブロックなどの整備)。	B1	市内の実態調査するなど情報収集。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》《昭島市地域支援協議会で検討》	P54バリアフリー社会の実現	○		【相談支援部会】 当事者部会で協議してもらおう。
	4	学	民生委員をはじめとして、ボランティアを希望される方、障害福祉に理解のある方向けの勉強会や福祉との連携不足。	B1	民生委員や市民向けの勉強会を社会福祉協議会と連携して開催。 《第5期昭島市障害福祉計画に反映》	P67 3 地域での自立支援	○		【相談支援部会】 社協との連携を図る。部会メンバーに社協が入っている所もあるので、相談しながら学習会などの企画などの検討を行い、連携をしていく。